

令和2年6月26日

保護者 各位

杉並区立済美教育センター
所長 佐藤 正明
杉並区教育委員会事務局
庶務課長 都筑 公嗣
杉並区立杉並第六小学校
校長 守田 聰美

臨時休業中等のタブレット型情報端末等の貸与登録申請について

目次より本校の教育活動について、御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、杉並区では臨時休業期間中、子どもたちの家庭学習を支援するために、インターネットのプラウザ上で学習できる教材の掲載、オンデマンド動画配信、YouTubeでの杉並区教育委員会公式チャンネルの立ち上げなどを行ってまいりました。

しかし、新型コロナウィルス感染症の第二波、第三波が予想されるなか、教職員と児童・生徒がコミュニケーションを図れるようなオンライン環境を整備していく必要があります。そこで、区では、オンライン会議システムを用いたオンラインホームルームの実施に向けて準備を進めているところです。

つきましては、臨時休業中等にオンライン会議システムを活用したオンラインホームルームを実施できる環境を用意するため、下記のとおり、御家庭へのタブレット型情報端末（タブレットPC）及びWi-Fiルーター（総称して以下端末とする）の貸与に向けた登録申請を実施いたします。以下の内容を御確認の上、希望される方については、御申請ください。

オンラインの活用については、今後も、ウイズコロナの社会を見据えて、段階的に充実が図れるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

記

1 対象

- (1)「ご家庭で利用できるインターネット環境についてのアンケート（4月末実施）」（すぐメール）に「使えない」と回答した御家庭
- (2)「ご家庭で利用できるインターネット環境についてのアンケート（4月末実施）」（すぐメール）に「使える」と回答したが、事情があり貸与を希望する御家庭
(※ 別紙「端末貸出申請書」裏面のチェック項目に該当する御家庭)

<注意事項>

- ア 児童・生徒が御家庭内で利用できるインターネット環境とスマートフォンやタブレット等がある場合は本申請の対象となりません。
- イ 段階的に追加の貸与や再配分についても検討しておりますが、貸与できる端末の台数には限りがあるため、登録が多数の場合は、小学校第6学年・中学校第3学年等の最終学年の児童生徒を優先するなど、個別の事情を考慮しながら順次貸与いたします。

2 端末活用について

(1) 端末貸与のねらい

貸与する端末は臨時休業中等のオンラインホームルームやインターネットで公開されているオンラインの教材などの利用のために御活用ください。

(2) オンラインホームルームについて

主に朝や夕方など1日1～2回、1回15分程度実施するオンライン会議システムによる学級ごとの会をオンラインホームルームと呼びます。

3 登録申請手続き

(1) 希望される方は7月3日（金）までに、別紙「端末貸出登録申請書」を学校へ御提出ください。

(2) 提出締め切り後、臨時休業等となった場合、順次配布を開始いたします。

4 貸出端末

(1) タブレットPCとモバイルWi-Fiルーターのセット

(2) タブレットPCのみ

※(1)(2)のどちらかの貸与です。

※台数に限りがあるためいずれも1世帯につき1台の貸し出しどなります。

※受け取りの際には児童・生徒もしくは保護者の方がお持ち帰りください。

5 臨時休業中等の端末の取り扱い上の注意

(1) 貸与する端末について

貸与する端末については、貸出期間が終了するまで御家庭で大切に使用及び保管してください。起動しなくなった、破損したなどで回収が必要となった場合以外は、外へ持ち出さないでください。

(2) その他

別紙「タブレット活用のルール」を御確認ください。

[担当]

・受け取りなどの問い合わせ

【杉並第六小学校】

副校長 山澤 拓郎

TEL 03-3314-2164

・申請についての問い合わせ

【杉並区立済美教育センター】

統括指導主事 古林 香苗

指導主事 久保広太郎

指導主事 今城 卓也

教育指導係長 岸本 彩

教育指導係 藤巻 亘

TEL 03-3311-0021

タブレット活用のルール

臨時休業中等に、引き続き、教職員と児童・生徒がコミュニケーションをとるためには、タブレットを上手に活用していくことが重要となります。タブレットは登校できない状況下で、繋がりを生み出すための道具です。便利な道具ですが、使用に際してのルールがございます。

ご家庭内でこのルールを厳守いただき、タブレットを「安心・安全・快適」に活用いただきますようお願いいたします。

1 目的

学校で貸し出すタブレットとルーターは、児童・生徒が家庭での学びの補充やホームルームを含む決められた活動のために使うことが目的です。別の端末からルーターに接続するなど、決められた活動に関すること以外の使用を禁止します。

決められた活動にかかわること以外で使用した時や、以下の事項が守れない場合は学校へ返却していただきます。

2 使用する場面

- ・使用はご家庭の中のみでお願いします。
①貸与されたタブレットを使用できるのは本人のみです、転貸や交換をしないようお願いします。
②デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などのタブレット設定の変更をしないようお願いします。
- ・失失、窃盗、破損、水没に十分お気をつけください。
- ・重いものを上に置くことや鞄の底に入れないようにお願いします。
- ・直射日光が当たる場所やストーブの近くなどには保存しないようお願いします。
- ・他の児童・生徒も使用することがありますので、指定されている使用期限を迎える、もしくは学校から返却の指示があった場合は必ず返却をお願いします。

3 使用上の注意

- ・使用時間はお子様とよく話し合い、長時間使用をせず細かく休憩しながらご使用ください。
- ・就寝する 30 分前のご使用はお控えください。
- ・保管するときは、保護者の方の目の届くところで保管してください。

- ・正しい姿勢で、顔を画面に近づけすぎないようにお気を付けください。
- ・適宜目を休ませるよう注意してください。

4 機器の取り扱いについて

- ・機器の消毒はしないでください。次亜塩素酸ナトリウムやエタノールを使用したふき取りや噴霧は薬剤の影響により筐体の変質など外装を痛めるなど、故障の原因となる場合があります。
- ・パソコンの使用前後には手を洗うよう心がけてください。
- ・液晶ディスプレイなどは柔らかい布で、画面を傷つけないように軽く拭いてください
- ・ご家庭（登・下校）で破損や故障が生じた場合については取り扱いの状況により弁償金を請求する可能性がございます。

5 安全な使用

- ・インターネットには制限がかけられていますが、もし悪質と疑われるサイトにアクセスしたときはすぐに画面を閉じてください。
- ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）をインターネットへ絶対に書き込みをしないでください。
- ・誹謗中傷やそれに準ずる書き込みなど、人を傷つけるような書き込みをしないでください。
- ・タブレット本体やインターネットに不具合が生じ、再起動をしても不具合が再現される場合はすぐに学校へ連絡してください。
- ・家庭で破損、亡失した場合は下記へお電話いただき、学校へご連絡ください。

6 破損・亡失・盗難時の対応

- ・電 話:03-3314-2164
- ・対応時間：9:00～16:00（土日祝除く）

令和2年 月 日

杉並区立杉並第六小学校 宛

タブレット型情報端末等貸出登録申請書

貸出端末	<input type="checkbox"/> タブレットPCとルーター <input type="checkbox"/> タブレットPCのみ				
	※裏面チェック項目を確認し、どちらかにチェックを付けてください。				
申請者 (保護者)	フリガナ 氏名				
世帯内の 区立学校に 通う児童・ 生徒	氏名	フリガナ	学校名	学年	組
			小・中学校		
備考					
通知および別紙「タブレット活用のルール」と裏面チェック項目を確認しました。 <input type="checkbox"/>					

※1 世帯に1台の貸し出しとなります。

※世帯内に区立学校に通う児童・生徒が複数在籍する場合は一番上の学年の児童・生徒が在籍している学校へ御提出ください。(7月3日まで)

<学校使用欄>

端末番号	
タブレットPC	ルーター

タブレット型情報端末等貸出登録チェック項目

保護者宛すぐメール「ご家庭で利用できるインターネット環境についてのアンケート」に「使えない」と回答した。

NO

インターネット環境がない、もしくは通信量に制限があり、学業等必要最低限の利用で制限がかかってしまう。

YES



チェックあり(YES)



チェックなし(NO)

インターネット環境はあるが、主に保護者が業務などで端末を利用するため、児童・生徒が1日15分程度利用する時間が確保できない。

NO

YES

インターネット環境はあるが家庭の端末を兄弟・姉妹など同居人が学業や仕事で占有しており、端末をまったく使用できない。

NO

YES

その他Webカメラの有無や通信速度など家庭の端末を利用できない事由を欄内へ自由に御記入ください。記入あり

YES

NO

タブレットPCとルーター

申し訳ありませんが今回の登録は御遠慮ください

タブレットPCのみ